

利用上の留意点

1. この基準は土壌が比較的健全な状態を前提としているので、連作等による養分の富化や養分のバランスのこわれているような圃場状態では土壌診断を実施し、施肥の合理化に務める。
2. この基準における堆きゅう肥は、窒素成分0.8%、磷酸成分0.5%、カリ成分0.8%程度の完熟したものとする。従って、これ以上に窒素成分の高いものでは、成分換算を行って、減肥を実施する。
3. 稲わら等の、施用の場合、それらの腐熟の程度にもよるが、重量の0.5~1.0%程度の窒素を添加する。しかし、土壌のEC(1:5)が0.3mS/cm以上あればその必要はない。また、稻わら等1トン使用した場合は、堆きゅう肥の施用量は基準から2トン程度減ずる。
4. 電気伝導度(EC:mS/cm 1:5)は、非火山灰の粘質土壌を標準とし数字を記載した。非火山灰砂質土壌はECが10%程度小さい値である。
5. 憐酸資材は、土壌吸着が大きく移動し難い成分であるため、土壌診断に基づいて施用し、原則として3年に1回程度堆きゅう肥を混合して施すとよい。
6. 地域区分

地域別	市 町 村
広域沿海	南那珂市郡、宮崎市郡、東諸県郡、児湯市郡、東臼杵市郡、(西都市東米良、西米良村、椎葉村、諸塙村は除く)
広域霧島	北・西諸県市郡 (須木村を除く)
西北山間	西臼杵郡、西都市東米良、西米良村、須木村、椎葉村、諸塙村